

一般社団法人日本看護系大学協議会 健康危機管理教材作成・運用検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第35条に基づき、健康危機管理教材作成・運用検討委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 健康危機管理を主としたeラーニング教材作成および運用方法検討のために健康危機管理教材作成・運用検討委員会を設置する。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）大学院生およびリカレント教育用のeラーニング教材作成に関すること
- （2）学部生用のeラーニング教材の維持・更新、管理に関すること
- （3）制作したeラーニング教材の周知・啓発活動に関すること
- （4）制作したeラーニング教材の将来的な運用方法に関すること
- （5）その他健康危機管理を主としたeラーニング教材に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2025年6月2日より施行する。

附則 この規程の改正は、2026年7月9日より施行する。